

第12回定期会員総会議案

平成25年7月20日

第1号議案 平成24年度活動報告の件

第2号議案 平成24年度収支計算書承認の件

第3号議案 ASN規程及びグループ規程改正の件

第4号議案 役員改選の件

第5号議案 平成25年度活動計画（案）承認の件

第6号議案 平成25年度収支予算書（案）承認の件

アイチ士業ネットワーク

於 ウインクあいち・1302号室

平成24年度 活動報告

平成24年度は、①過去2年間、新規ミニフォーラム（以下、単に「MF」といいます。）を立ち上げないことにより新規会員が既存のMFに参加し活性化を図ることができたこと、②新規MFを立ち上げて欲しい旨の要望が強かったこと等から、新規MF（MF16）の立ちあげを復活させました。

また、外部講師補助金制度の活用により複数のMFによる合同勉強会が開催されるなどMF間交流が図られました。

さらに、本年度の新たな試みとして各MF等の運営幹事の方にアンケートを実施の上、運営幹事会を開催し、各MFの運営の仕方等の生の声を聞き今後のMFの運営方法等の参考となりました。

実施した全体行事は下記のとおりですが、ASN説明会では昨年に引き続き多数の参加者があり、形式も昨年度の内容をさらに一層充実させ、一定の成果を挙げることができました。

レク企画については内容をボーリングと屋形船とし、また、イベント企画については旧来行われていた講演会を復活させ、それぞれ多数の参加者を得てMF等の枠を越えた交流を図りました。

また、昨年度に引き続き、主に事務局の負担軽減のため、役員間において副会長、副幹事長についても個別の役割を分担し三役会へ参加してもらうなど、次年度への引継をスムーズに行う工夫を行いました。

なお、下記のとおり計7回の理事幹事会を開催し、1年間を通じ①ASN規程の改正、②幹事マニュアル及び③外部講師補助金申請マニュアルの改訂、④弔慰規程の新設等、よりよいASNの運営のための活発な議論がなされました。

月	日	曜日	イベント	参加者	会議
7	17	火	定時会員総会	43名	
7	23	土			第1回理事幹事会
8	29	水		22名	運営幹事会
9	1	土	ASN説明会	101名	第2回理事幹事会
10	3	水	MF16立ち上げ会	39名	
10	16	火			第3回理事幹事会
11	3	土	ボーリング大会（レク）	52名	
12	15	土			第4回理事幹事会
1	19	土	ASN新年会・名刺交換会	88名	第5回理事幹事会
3	21	木			第6回理事幹事会
4	20	土	ASN講演会（イベント）	81名	
5	24	金			第7回理事幹事会
6	15	土	屋形船 堀川・名古屋港クルージング（レク）	32名	

その他、各MF・研究会・同好会において、勉強会・懇親会等の活動が活発に行われています。さらに今期は上記のとおり新規MFとしてMF16の立ち上げがあり活発に活動が行われています。

第2号議案 平成24年度収支計算書承認の件

平成24年度収支計算書

自 平成24年7月 1日
至 平成25年6月30日

アイチ士業ネットワーク
(単位:円)

(収入の部)

	科目	予算額(A)	執行額(B)	差額(B-A)	摘要
収入の部	会費収入	1,440,000	1,533,750	93,750	
	雑収入	300	317	17	預金利息
小計		1,440,300	1,534,067	93,767	
前年度繰越金		1,055,135	1,055,135	0	
合計		2,495,435	2,589,202	93,767	

(支出の部)

	科目	予算額(A)	執行額(B)	差額(B-A)	摘要
支出の部	全体会開催費	440,000	379,071	▲ 60,929	総会懇親会、説明会、新年会、定期総会
	会場費	160,000	118,300	▲ 41,700	理事幹事会 会場費
	通信事務費	28,000	8,760	▲ 19,240	郵送料、プロバイダ料、ドメイン費用
	交通費	100,000	96,000	▲ 4,000	理事幹事会 交通費
	レク企画補助費	240,000	160,054	▲ 79,946	レク企画補助
	イベント企画補助費	300,000	275,446	▲ 24,554	イベント企画補助
	記念事業引当金	100,000	100,000	0	
	M F等活動補助費	100,000	90,000	▲ 10,000	講師謝金補助
	支払手数料	100,000	80,841	▲ 19,159	銀行手数料、会費引落手数料
	雑費	50,000	1,640	▲ 48,360	備品（ストラップ）購入
予備費		877,435	0	▲ 877,435	
支出計		2,495,435	1,310,112	▲ 1,185,323	
次年度繰越金		0	1,279,090	1,279,090	
合計		2,495,435	2,589,202	93,767	

財産目録

平成25年6月30日現在

(単位:円)

科目	摘要	金額
資産の部		
現金		15,798
預金	三菱東京UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通預金 3502373	1,587,292
資産合計		1,603,090
負債の部		
前受金		24,000
記念事業引当金		300,000
負債合計		324,000
差引正味財産		1,279,090

総会収支報告書

事務局

第11回定時会員総会懇親会 THE PARK BANQUET

平成24年7月17日開催

(単位:円)

支出	収入	摘要
会場費 215,000	参加者会費 172,000 全体会開催費補助 43,000	参加43名
支出計 215,000	収入計 215,000	総会の会場費用は、前年度計上済

A S N 説明会 名古屋ガーデンパレス

平成24年9月1日開催

(単位:円)

支出	収入	摘要
会場費 520,707	参加者会費 404,000	参加101名
会場費(2次会) 156,000	参加者会費(2次会) 102,000	参加51名
案内状送付代 15,840	全体会開催費補助 226,231	
封筒、タックシール代 5,349		
配布資料印刷代 34,335		
支出計 732,231	収入計 732,231	

M F 1 6 立ち上げ会 ウインクあいち

平成24年10月3日開催

(単位:円)

支出	収入	摘要
会場費 23,740	全体会開催費補助 23,740	参加39名(別に理事出席者6名)
支出計 23,740	収入計 23,740	

新年会・名刺交換会 ダイニングローズガーデン

平成25年1月19日開催

(単位:円)

支出	収入	摘要
会場費(1次会) 453,000	参加者会費 440,000	参加88名
会場費(2次会) 125,000	全体会開催費補助 13,000 参加者会費 125,000	参加者50名
支出計 578,000	収入計 578,000	

第12回定時会員総会 ウインクあいち

平成25年7月20日開催予定

(単位:円)

収入計	収入	摘要
会場費 73,100	全体会開催費補助 73,100	総会会場費、備品利用料等
支出計 73,100	収入計 73,100	

企画収支報告書

ボーリング大会 星ヶ丘ボウル

平成24年11月3日開催

レク委員会

(単位：円)

支出	収入	摘要
ゲーム代・使用料他 66,600	参加者会費 210,000	参加52名（うち懇親会のみ6名）
食事代 180,000	レク企画補助 56,998	
ゲーム景品 12,228		
資料印刷等諸雑費 11,170		
支出計 269,998	収入計 266,998	

屋形船 サムライクルーズ

平成25年6月15日開催

(単位：円)

支出	収入	摘要
乗船代・食事代 264,600	参加者会費 195,000	参加32名（うち家族1名）
ゲーム景品 24,996	レク企画補助 103,056	
資料印刷等諸雑費 8,460		
支出計 298,056	収入計 298,056	

講演会・懇親会 ウインクあいち・ローズガーデン 平成25年4月20日開催

イベント委員会

(単位：円)

支出	収入	摘要
会場費 53,600	参加者会費 307,000	参加81名
会場費（懇親会） 375,000	参加者会費（2次会） 50,000	参加75名
会場費（2次会） 84,473		参加25名
講師謝礼 80,000	全体会開催費補助 275,446	
配布資料印刷代他 39,373		
支出計 632,446	収入計 632,446	

監査報告書

平成24年度の会計について監査を実施し関係書類を調査したところ
いずれも正確、かつ適正であることを認めます。

平成25年 7月 3日

監事 田井 能久

第3号議案 ASN規程及びグループ規程改正の件

ASN規程及びグループ規程改正案

1. ASN規程及びグループ規程改正の趣旨については別紙「ASN規程及びグループ規程改正趣旨書」記載のとおりです。
2. ASN規程及びグループ規程の具体的な内容については別紙「ASN規程及びグループ規程改正案」記載のとおりです。

なお、ASN規程及びグループ規程改正と同時に並行して、

- ・ ASN幹事マニュアル・ASN運営幹事マニュアル
- ・ 外部講師補助金交付申請マニュアル
- ・ ASN弔慰規程

についても改正作業を進めてきました。

こちらについては、平成25年5月24日理事会において承認済みです。

ASN規程及びグループ規程改正とも関連するものであるので平成25年7月20日以降にアイチ士業ネットワークHP (<http://asn-web.net/>) にて確認をお願い致します。

以上

A S N規程及びグループ規程 改正趣旨書

◆ 改正の趣旨

当A S N規程は、平成11年の創設より3年後の平成14年に運営ルール等のまとめとして文章化され、今日までの約10年間メンバー及び各MF等の行動・運営の指針として活用されてきました。

しかしながら、設立より14年間の歳月が経過する過程において規程上の定められている内容と運営上の実態に乖離が生じている点や会の根幹を定めるべき会員総会における議案の決議プロセスが所属会員が500名を超える組織となった現在の規模に照らすと適正とは必ずしも言えない仕組みのままであります。

そのため、運営上の乖離及び今後の更なる組織規模の拡大に対応するべく、既存のA S N規程の改正を提案させて頂きます。

◆ 主たる改正点

- ① 会員資格に関する事項（第4条）
- ② 役員に関する事項（第8条～第10条）
- ③ 総会の開催・決議・定足数に関する事項（第13条～第14条）
- ④ 理事会の決議事項（第16条）
- ⑤ グループ規程の補正・具体化
 - (1) 新規グループの提起・設立プロセスの明確化（第3条）
 - (2) 幹事マニュアルの規程化との整合（第4条、第7条）
 - (3) 活動の中止規定を休止・解散・休眠に細分化（第9条、第10条）

以上

ASN規程及びグループ規程改正案

現行規定		改正案																																																																
第4条 ASNの正会員は以下の有資格者に限る。 税理士・弁護士・公認会計士・司法書士・不動産鑑定士 土地家屋調査士・弁理士・社会保険労務士・行政書士 2. 前項の有資格者以外の者であっても、理事会の決定により、 賛助会員とすることができる。 3. 賛助会員の取扱いは、理事会で別に定めることができる。	→	第4条 ASNの正会員は以下の有資格者に限る。 税理士・弁護士・公認会計士・司法書士・不動産鑑定士 土地家屋調査士・弁理士・社会保険労務士・行政書士 2. 前項の有資格者以外の者であっても、理事会の決定により、 賛助会員とすることができます。 3. 賛助会員の取扱いは、理事会で別に定めることができます。 4. 正会員及び賛助会員を統括し会員とする(以下同じ)。 5. 会員は当規程並びにASNが別に定める規程・規約・マニュアル等を遵守しなければならない。																																																																
第8条 ASNは次の役員を置く。 <table> <tr><td>会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>幹事長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副幹事長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>イベント委員長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>イベント副委員長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>レク委員長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>レク副委員長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>理事</td><td>15名以内</td></tr> <tr><td>代表幹事</td><td>各グループ1名</td></tr> <tr><td>事務局スタッフ</td><td>必要人数</td></tr> <tr><td>幹事会スタッフ</td><td>必要人数</td></tr> <tr><td>イベントスタッフ</td><td>必要人数</td></tr> <tr><td>レクスタッフ</td><td>必要人数</td></tr> <tr><td>監事</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>相談役</td><td>若干名</td></tr> </table>	会長	1名	副会長	若干名	幹事長	1名	副幹事長	若干名	事務局長	1名	事務局次長	若干名	イベント委員長	1名	イベント副委員長	若干名	レク委員長	1名	レク副委員長	若干名	理事	15名以内	代表幹事	各グループ1名	事務局スタッフ	必要人数	幹事会スタッフ	必要人数	イベントスタッフ	必要人数	レクスタッフ	必要人数	監事	若干名	相談役	若干名		第8条 ASNは次の役員を置く。 <table> <tr><td>会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>幹事長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副幹事長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>イベント委員長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>イベント副委員長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>レク委員長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>レク副委員長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>理事</td><td>15名以内</td></tr> <tr><td>代表幹事</td><td>各グループ1名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>相談役</td><td>若干名</td></tr> </table> 削除 削除 削除 削除	会長	1名	副会長	若干名	幹事長	1名	副幹事長	若干名	事務局長	1名	事務局次長	若干名	イベント委員長	1名	イベント副委員長	若干名	レク委員長	1名	レク副委員長	若干名	理事	15名以内	代表幹事	各グループ1名	監事	若干名	相談役	若干名
会長	1名																																																																	
副会長	若干名																																																																	
幹事長	1名																																																																	
副幹事長	若干名																																																																	
事務局長	1名																																																																	
事務局次長	若干名																																																																	
イベント委員長	1名																																																																	
イベント副委員長	若干名																																																																	
レク委員長	1名																																																																	
レク副委員長	若干名																																																																	
理事	15名以内																																																																	
代表幹事	各グループ1名																																																																	
事務局スタッフ	必要人数																																																																	
幹事会スタッフ	必要人数																																																																	
イベントスタッフ	必要人数																																																																	
レクスタッフ	必要人数																																																																	
監事	若干名																																																																	
相談役	若干名																																																																	
会長	1名																																																																	
副会長	若干名																																																																	
幹事長	1名																																																																	
副幹事長	若干名																																																																	
事務局長	1名																																																																	
事務局次長	若干名																																																																	
イベント委員長	1名																																																																	
イベント副委員長	若干名																																																																	
レク委員長	1名																																																																	
レク副委員長	若干名																																																																	
理事	15名以内																																																																	
代表幹事	各グループ1名																																																																	
監事	若干名																																																																	
相談役	若干名																																																																	
第9条 理事および監事は会員総会で選任する。 2. 会長は理事会において選任する。 3. 副会長、幹事長、事務局長、イベント委員長、レク委員長は、会長が理事の中から任命する。 4. 副幹事長、幹事会スタッフは、幹事長が任命する。 5. 代表幹事は、各グループで決定し幹事長に報告する。 6. 事務局次長、事務局スタッフは、事務局長が任命する。 7. イベント副委員長、イベントスタッフは、イベント委員長が任命する。 8. レク副委員長、レクスタッフは、レク委員長が任命する。 9. 相談役は、理事会が任命する。	→	第9条 理事および監事は会員総会で選任する。 2. 会長は理事会において選任する。 3. 副会長、幹事長、事務局長、イベント委員長、レク委員長は、会長が理事の中から任命する。 4. 副幹事長は、幹事長が任命する。 5. 代表幹事は、各グループで決定し幹事長に報告する。 6. 事務局次長は、事務局長が任命する。 7. イベント副委員長は、イベント委員長が任命する。 8. レク副委員長は、レク委員長が任命する。 9. 相談役は、理事会が任命する。 10. 幹事長・事務局長・イベント及びレク委員長は必要があると認めるときは、会員のうちからスタッフを任命することができます。																																																																
第10条 理事は、理事会を構成する。 2. 幹事長、副幹事長、代表幹事は、幹事会を構成する。 3. 理事会、幹事会は必要に応じて開催する。 なお、電子メール等を利用して会議を開催することができる。 4. 理事会、幹事会の決議は構成員全員の過半数による。		第10条 理事は、理事会を構成する。 2. 幹事長、副幹事長、代表幹事は、幹事会を構成する。 3. 理事会、幹事会は必要に応じて開催する。 なお、電子メール等を利用して会議を開催することができる。 4. 理事会、幹事会の決議は出席構成員の過半数の議決による。																																																																
第11条 会長は会を代表しASNに関する一切の事項を統制する。 2. 副会長は会長を補佐する。 3. 幹事長は各グループ活動の全体を統制する。 4. 副幹事長は幹事長を補佐する。 5. 代表幹事は各グループ活動を統制する。 6. 事務局長はASN全体の運営を統制する。 7. 事務局次長は、事務局長を補佐し会計を管理する。 8. イベント副委員長は、イベント委員長を補佐する。 9. レク副委員長は、レク委員長を補佐する。 10. 幹事会スタッフは、幹事長、副幹事長を補佐する。 11. 事務局スタッフは、事務局長、事務局次長を補佐する。 12. イベントスタッフは、イベント委員長、イベント副委員長を補佐する。 13. レクスタッフは、レク委員長、レク副委員長を補佐する。 14. 監事は会計を監査する。 15. 理事会はASNの主要な会務を審議し意思決定をする。 16. 幹事会は会務の執行を監督し、理事会に報告を求める意見を述べることができる。 17. 相談役は理事会および幹事会に意見を述べることができる。		第11条 会長は会を代表しASNに関する一切の事項を統制する。 2. 副会長は会長を補佐する。 3. 幹事長は各グループ活動の全体を統制する。 4. 副幹事長は幹事長を補佐する。 5. 代表幹事は各グループ活動を統制する。 6. 事務局長はASN全体の運営を統制する。 7. 事務局次長は、事務局長を補佐し会計を管理する。 8. イベント副委員長は、イベント委員長を補佐する。 9. レク副委員長は、レク委員長を補佐する。 10. 幹事会スタッフは、幹事長、副幹事長を補佐する。 11. 事務局スタッフは、事務局長、事務局次長を補佐する。 12. イベントスタッフは、イベント委員長、イベント副委員長を補佐する。 13. レクスタッフは、レク委員長、レク副委員長を補佐する。 14. 監事は会計を監査する。 15. 理事会はASNの主要な会務を審議し意思決定をする。 16. 幹事会は会務の執行を監督し、理事会に報告を求める意見を述べることができる。 17. 相談役は理事会および幹事会に意見を述べることができる。																																																																
第12条 理事、監事、及び相談役の任期は定時会員総会終了時までの1年とする。 ただし再選を妨げない。 2. 会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。 3. 副会長に事故あるときは幹事長がこれを代行する。		第12条 理事、監事、及び相談役の任期は定時会員総会終了時までの1年とする。 ただし再選を妨げない。 2. 会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。 3. 副会長に事故あるときは幹事長がこれを代行する。																																																																
第13条 総会は会計年度末より60日以内開催の定時総会と臨時開催の臨時総会とする。 2. 会長、監事、幹事会は、臨時総会を招集することができる。 3. 総会は会日より1週間に以上前に電子メールにより召集する。 4. 総会は正会員の30名以上の出席をもって成立する。	→	第13条 総会は会計年度末より60日以内開催の定時総会と臨時開催の臨時総会とする。 2. 会長、監事、幹事会は、臨時総会を招集することができる。 3. 総会は会日より1週間に以上前に電子メールにより召集する。 4. 総会は会計年度末時点の会員総数の10%以上の出席をもって成立とする。 5. 会員は、各一個の議決権を有し、議決権の行使は他の出席会員に委任することができる。 6. 上記5項に定める委任については、委任する会員がその旨及び受任者となる会員の氏名を事務局宛て電子メールにて通知することとする。 7. 総会への出席には委任及び電子メールによる議決権行使を含むものとする。 8. 議長は幹事長とし、幹事長にさしつかえのあるときは会長とする。																																																																

<p>第14条 会員総会においては次の事項を審議する。 理事および監事の選任 活動報告および決算報告 当年度の活動方針および予算の承認 ASN規定の改正 その他会長、監事、幹事会が必要と認めた事項 2. 会員総会の議事は出席した正会員の過半数の議決によって決する。</p>	→	<p>第14条 会員総会においては次の事項を審議する。 理事および監事の選任 活動報告および決算報告 当年度の活動方針および予算の承認 ASN規程の改正 その他会長、監事、幹事会が必要と認めた事項 <u>2. 会員総会の議事は出席した会員の過半数の議決によって決する。</u> <u>3. 上記の規定に間わらず、当ASN規程の改正に係る議事については出席した会員の3分の2以上の議決によって決する。</u></p>
<p>第16条 この会則に定めるもののはか目的を推進するために必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。</p>	→	<p>第16条 <u>規程・幹事マニュアル、甲財規程等の会の運営にあたり必要な規程・規約は理事会が定める。</u> <u>2. 上記に掲げるもののほか目的を推進するために必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。</u> <u>3. 規程・規約等の制定及び改正は理事会の議決による。</u></p>
<p><グループ規程></p> <p>1. 名称 グループの名称には、その一部にASNと入れなければならない。</p> <p>2. 活動 グループの活動はASNの目的に添つるものに限る。</p> <p>3. 設立 代表幹事は理事会に対してグループ設立の承認を受けなければならない。</p> <p>4. 参加 グループメンバー募集はHP等を通じて随時行うこととする。 参加希望者をみだりに排除してはならない。</p> <p>5. 報告 グループ活動の開催後は以下の内容を代表幹事が幹事長まで報告することとする。 開催した日時・場所・出席者・内容 今後の日程および内容</p> <p>6. 運営幹事 グループ活動の円滑化のため、各グループは運営幹事を選任する。 運営幹事と代表幹事は兼任することができる。</p> <p>7. 会費 運営に必要な額はその都度参加者から徴収する。 2. グループ活動の会計記録は保存しなければならない。 3. グループ解散時の残金は代表幹事一任とする。</p> <p>8. 活動の中止 グループ活動を中止する場合は理事会に報告しなければならない。</p> <p>2. 相当の事由がある場合、理事会はグループ活動を中止させることができる。</p>	→	<p><グループ規程></p> <p>第1条. 名称 (1)グループの名称には、その一部にASNと入れなければならない。 (2)第9条及び第10条に規定する休止・解散・休眠の旨の決議があつた日以降においては活動再開までの間、ASNの名称は使用してはならない。</p> <p>第2条. 活動 グループの活動はASNの目的に添つるものに限る。</p> <p>第3条. 設立 (1)グループを設立しようとする者は幹事長に対してグループ設立を提起することができる。 (2)幹事長は理事会に対してグループ設立を提起することができる。 (3)グループは理事会における設立の承認により登録するものとする。 (4)グループの設立及び承認に関する細則は理事会が別途定める。</p> <p>第4条. 代表幹事 (1)グループにはメンバーのうちから代表幹事を選任しなければならない。 (2)代表幹事はグループの運営にあたりASN幹事マニュアル等の規程を遵守しなければならない。</p> <p>第5条. 参加 (1)グループメンバー募集はHP等を通じて随時行うこととする。 (2)参加希望者をみだりに排除してはならない。</p> <p>第6条. 報告 グループ活動の開催後は以下の内容を代表幹事が幹事長まで報告することとする。 開催した日時・場所・出席者・内容 今後の日程および内容</p> <p>第7条. 運営幹事 (1)グループ活動の円滑化のため、各グループは運営幹事を選任する。 (2)代表幹事は運営幹事を兼ねることができる。 (3)運営幹事は活動にあたりASN幹事マニュアル等の規程を遵守しなければならない。</p> <p>第8条. 会費 (1)運営に必要な額はその都度参加者から徴収する。 (2)グループ活動の会計記録は保存しなければならない。 (3)グループ解散時の残金は代表幹事一任とする。</p> <p>第9条. 活動の休止又は解散 (1)グループ活動を一時的休止又は解散する場合には代表幹事はその旨を幹事長に報告しなければならない。 (2)幹事長は当該報告にき相当の理由があると認めるときはその旨を理事会に諮り、理事会はその決議によりグループ活動を休止又は解散させることができる。 (3)その会の運営上支障があると認める場合には、理事会はその決議によりグループ活動を休止又は解散させることができる。 (4)休止グループを再開しようとする者は、幹事長にその旨を報告し、幹事長は当該報告を理事会に諮り、理事会はその決議により活動を再開させることができる。</p> <p>第10条. 休眠 (1)幹事長は、2年間に亘って第6条に掲げる活動報告を行っていないグループがある場合には、その旨を理事会に諮り理事会は、その決議により、当該グループを休眠グループとして取り扱うことができる。 (2)休眠グループは第9条に掲げる休止又は解散に準ずるものとして取扱い、活動再開までの間、HP及び全体会の活動グループ表示から削除するものとする。 (3)休眠グループが活動を再開する場合には、その旨を幹事長に報告し、幹事長は当該報告を理事会に諮り、理事会はその決議により活動を再開せることができる。 (4)休眠グループが本条1項の決議の後1年内に活動を再開しない場合には、第9条1項の解散の報告があつたものとみなし、理事会はその決議により解散させることができる。</p>

第4号議案 役員改選の件

役員改選の件（案）

本総会の終結をもって理事、監事（16名）が任期満了となりますので、新たに16名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

理事	平井 朝	(弁護士)
理事	丸山 洋一郎	(司法書士)
理事	河口 剛	(社会保険労務士)
理事	大石 丈浩	(行政書士)
理事	水崎 由佳子	(行政書士)
理事	小島 智史	(弁護士)
理事	久松 一規	(社会保険労務士)
理事	林 寛晃	(税理士)
理事	河村 誠	(税理士)
理事	鳥居 佑樹	(弁護士)
理事	会田 能史	(行政書士)
理事	西方 直美	(社会保険労務士)
理事	加藤 菜代	(社会保険労務士)
理事	尾崎 敦	(弁護士)
理事	内園 陽人	(司法書士)
監事	曾山 辰実	(税理士)

第5号議案 平成25年度活動計画（案）承認の件

平成25年度活動計画（案）

1. 会員の相互理解を深めるため、レクリエーション等の親睦・厚生活動を行う。
2. ミニフォーラム・研究会等の相互交流を図り、各活動活性化のため運営支援を行う。
3. ASNの認知度を高め、新入会員を勧誘するため、Webサイトの活用・説明会等の広報活動を行う。
4. 規模に相応しい効率的な事務局運営を行うため、組織を整備し、充実させる。

以上

第6号議案 平成25年度収支予算書(案)承認の件

平成25年度収支予算書(案)

自 平成25年07月01日
至 平成26年06月30日

アイチ士業ネットワーク
(単位:円)

(収入の部)

科目		予算額	摘要
収入の部	会費収入	1,614,000	3,000円×538=1,620,000円
	雑収入	300	
小計		1,614,300	
前年度繰越金		1,279,090	
収入の部 計		2,893,390	

(支出の部)

(単位:円)

科目		予算額	摘要
支出の部	全体会開催費	500,000	総会懇親会・ASN説明会・新年会・定時総会
	会場費	160,000	理事幹事会 会場費
	通信事務費	28,000	郵送料、プロバイダ料、ドメイン費用
	交通費	120,000	理事幹事会 交通費
	レク企画補助費	240,000	レク企画補助費
	イベント企画補助費	250,000	イベント企画補助
	記念事業引当金	200,000	
	MF等活動補助費	200,000	講師謝金補助
	支払手数料	100,000	銀行手数料
	雑費	50,000	
	予備費	1,045,390	
	支出の部 計	2,893,390	